

小田原市小児医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、もって小児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「小児」とは、中学校の課程、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の課程（以下「中学校の課程等」という。）を修了した日の属する月の末日（同日に入院している場合にあつては、当該入院が終了した日）までの間にある者（18歳に達する日の属する月の末日までの間にある者に限る。）をいう。

2 この条例において「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初に到来する3月31日までの間にある者をいう。

3 この条例において「児童等」とは、小児のうち、中学校の課程等を修了した日の属する月の末日までの間にある者をいう。

4 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母。この場合において、父及び母がともに当該小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうち、いずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(2) 父又は母のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者

5 この条例にいう「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

6 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

7 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法により医療を取り扱う病院、診療所又は薬局その他の者をいう。

(助成の対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する小児であつて前条第6項第1号に掲げる法律の規定による被保険者又は同項第

2号から第6号までに掲げる法律の規定による被扶養者であるものの保護者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する小児の保護者は、対象者としな^い。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている小児
 - (2) 規則で定める施設に入所している小児
 - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親に委託されている小児
 - (4) 小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成29年小田原市条例第9号）又は小田原市重度障害者医療費助成条例（平成29年小田原市条例第10号）の規定により医療費の助成を受けることができる小児
(医療費の助成)

第4条 市長は、対象者の監護する小児が保険医療機関等において医療保険各法により医療に関する給付を受けた場合に要する医療費（小児のうち児童等以外の者（以下「継続入院小児」という。）にあつては、入院に係る医療費に限る。）の額のうち、当該医療保険各法の規定により対象者が負担すべき額から入院時の食事療養に係る負担額その他の規則で定める額を控除した額（以下「自己負担額」という。）に相当する額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、児童等の保護者にあつては、当該児童等が17歳までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の翌月の初日から同日以後1年を経過する日までの間について、当該年齢に達する日の翌日の属する年の前年（同日が1月1日から6月30日までのいずれかの日である場合にあつては、その日の属する年の前々年）の所得が、当該保護者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない児童（児童手当法（昭和46年法律第73号）第3条第1項に規定する児童をいう。次項において同じ。）で当該保護者が当該所得のあつた年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める額以上であるときは、この条例による医療費の助成は行わない。ただし、乳幼児の保護者については、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、継続入院小児の保護者にあつては、当該継続入院小児が医療を受けた日の属する年の前年（同日が1月1日から6月30日までのいずれかの日である場合にあつては、その日の属する年の前々年）の所得が、当該保護者の扶養親族等及び当該保護者の扶養親族等でない児童で当該保護者が当該所得のあつた年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める額以上であるときは、この条例による医療費の助成は行わない。

4 前2項に規定する所得の範囲及びその計算方法は、規則で定める。

5 第1項の規定にかかわらず、対象者が自己負担額について他の法令等の規定により給付を受けることができるときは、当該給付を受けることができる限度において、この条例による医療費の助成は行わない。

(医療証の交付)

第5条 この条例による医療費の助成を受けようとする対象者（継続入院小児を監護する者を除く。）は、規則で定めるところにより市長に申請し、当該助成を受ける資格を証する医療証（以下「医療証」という。）の交付を受けなければならない。

(助成の方法)

第6条 この条例による医療費の助成は、対象者（前条の規定により医療証の交付を受けた者に限る。次条において同じ。）が保険医療機関等に当該医療証を提示してその監護する小児が医療を受けた場合に、自己負担額に相当する額を市長が当該保険医療機関等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が保険医療機関等に自己負担額を支払った場合において、市長が必要があると認めるときは、自己負担額に相当する額を市長が当該対象者に支払うことによりこの条例による医療費の助成を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、継続入院小児が医療を受けた場合におけるこの条例による医療費の助成は、当該継続入院小児を監護する対象者の申請により、自己負担額に相当する額を市長が当該継続入院小児に係る対象者に支払うことにより行う。

(届出等)

第7条 対象者は、次の各号のいずれかに該当したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 対象者でなくなったとき。

(2) 医療証の交付に係る申請事項に変更が生じたとき。

2 対象者は、前項第1号に該当して届出を行うときは、医療証を市長に返還しなければならない。

(損害賠償請求権の取得等)

第8条 市は、医療費の助成の事由が第三者の行為によって生じた場合において、この条例による医療費の助成を行ったときは、当該助成を行った額の限度において、当該助成を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その価額の限度において、この条例による医療費の助成は行わない。

(助成費の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によってこの条例による医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成の額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に交付されている本市の小児に係る医療費の助成を受ける資格を証する書面は、第5条の規定により交付された医療証とみなす。
- 3 当分の間、第7条第1項第2号の規定の適用については、同号中「医療証」とあるのは、「医療証その他の本市の小児に係る医療費の助成を受ける資格を証する書面」とする。

(小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(平成28年小田原市条例第32号)の一部を次のように改正する。

(「次のよう」略)

附 則 (平成29年12月19日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(第4条第2項の改正規定中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)の規定による改正後の小田原市小児医療費助成条例第4条第2項の規定は、平成30年分以後の所得による医療費の助成の制限について適用し、平成29年分以前の所得による医療費の助成の制限については、なお従前の例による。